

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	指導指示違反に係る保護の変更、停止及び廃止処分	
根拠法令・条項	生活保護法第62条第3項 生活保護法施行規則第19条	
所 管 課	各区役所 生活援護課	
処 分 基 準	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない </div> <p>生活保護法による保護の基準 (昭和38年4月1日 厚生省告示第158号)</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について (昭和36年4月1日 厚生省発社第123号厚生事務次官通知)</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について (昭和38年4月1日 社発第246号厚生省社会局長通知)</p> <p>生活保護による保護の実施要領の取扱いについて (昭和38年4月1日 社保第34号厚生省社会局保護課長通知)</p> <p>生活保護問答集について (平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・聴 聞 ・弁 明 </div>
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する 「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に</p>
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	